

朝霧ジャンボリーオートキャンプ場利用約款

第1条 (約款の制定と適用範囲)

朝霧ジャンボリーオートキャンプ場（以下「当オートキャンプ場」という）を利用する方（以下「利用者」という）の施設利用契約の内容は、本約款の定めるところによります。

第2条 (利用契約の成立)

利用者は本約款を確認のうえ、フロントにおいて所定の署名簿にサインまたは受付をしてください。これにより当オートキャンプ場は、利用者が当オートキャンプ場利用約款に合意したとして、利用者が当オートキャンプ場を利用することをお引き受けすることといたします。

なお、当オートキャンプ場の受付の際に、別に定める料金をお支払い願います。

第3条 (個人情報の保護)

当オートキャンプ場は、予約時に電話・FAX等で入手した個人情報と、利用当日に受付簿に署名をいただいた利用者の個人情報を、当オートキャンプ場のプライバシーポリシーに則り安全に管理いたします。

また、ご予約およびご利用いただいた利用者に対し、当オートキャンプ場のイベント情報や営業案内等をハガキ・FAX・電子メール等でご案内する場合があります。

第4条 (利用を中止したときの料金)

理由の如何を問わず、受付および当オートキャンプ場への入場後の利用中止については、料金を返却しません。なお、やむを得ない理由により、当オートキャンプ場が営業中止（クローズ）したときはこの限りではありません。

第5条 (暴力団員等および反社会的勢力等の入場、施設利用の拒否)

当オートキャンプ場は、次の場合には入場および施設利用を固くお断りいたします。また、予約後認知したときは当該予約を無効とし、施設の利用開始後に認知したときは直ちに退場していただきます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業（暴力団の支配下または影響下にある企業をいう）・団体（えせ右翼等の「政治活動標榜ゴロ」や、えせ同和行為者等の「社会運動標榜ゴロ」、総会屋等をいう）またはその関係者、および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者、その他反社会的勢力等（以下「暴力団員等および反社会的勢力等」という）に属していると認められるときおよびこれらと関わりがあるとみとめられるとき
- (2) 暴力団員等および反社会的勢力等を同伴により入場させたとき（過去に行った履歴のある者も含む）
- (3) 粗野な振舞い等、他の利用者に不快な思いをさせる行為や当オートキャンプ場の業務遂行に支障をきたす行為等があったとき

第6条 (その他施設利用をお断りする場合)

当オートキャンプ場は、次の場合には施設の利用および利用の継続をお断りすることがあります。

- (1) 満員の為にサイトが確保できないとき
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をし、またはするおそれがあると認められるとき
- (3) ルール、マナーおよび警告を無視して、改めないとき
- (4) 他の利用者に迷惑がかかると判断したとき
- (5) 当オートキャンプ場に対して好ましくない行為があったとき

(6) 天災その他やむを得ない事情によってクローズし、または利用を継続することが不可能と認められるとき

(7) 公序良俗を乱す服装や装備等を使用し、当オートキャンプ場の指示に従わないとき

(8) 当オートキャンプ場の予約を無断キャンセルした方や施設利用をお断りした方

(9) その他この約款および当オートキャンプ場が別に定める事項に違反したとき

第8条 (持込み禁止品)

当オートキャンプ場へ次の物を持込むことを禁止します。

- (1) Mサイトへの動物等のペット類の同伴および持込み
- (2) 著しい悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刀剣類
- (4) 火薬、揮発油等発火または爆発のおそれがあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) その他、当オートキャンプ場が不相当と判断するもの

第9条 (禁止行為)

当オートキャンプ場の施設内では次の行為を禁止いたします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、宣伝行為等の行為
- (3) 粗暴行為等、他人に迷惑をおよぼし、または不快感を与える行為
- (4) 花火および直火
- (5) 動物およびペット類をノーリードで同伴および持込むこと
- (6) 発電機および楽器またはステレオプレーヤー等の音楽機器で騒音を発する行為
- (7) 22時以降より翌日8時までの車両走行（暖気運転等のエンジンのみの運転を含む）
ただし、オートキャンプ車両において、移動を伴わない補助電源の使用等による騒音等を発生しない行為を除く
- (8) 植物や岩石等の持ち出しを含む法律や条例等に違反する行為
- (9) ゴミの持込を含む、ゴミの残置や埋設およびゴミを放置する等の行為
- (10) 当オートキャンプ場内において車両を最徐行の速度を超えて走行させる行為（最徐行とは時速5km以下での車両走行をいう）
- (11) 当オートキャンプ場の施設やサイトを故意および粗雑に扱い、破損等に至らしめる行為
- (12) 隣接するゴルフ場やショートコース等の施設に立ち入る行為
- (13) その他、当オートキャンプ場が禁止を相当と判断した行為

第10条 (休場日、開場時間)

当オートキャンプ場の休日と開場時間は所定のとおりとしますが、臨時に変更することがあります。

第11条 (金銭その他の貴重品)

金銭その他の貴重品については、利用者の自己責任をもって保管してください。なお、当オートキャンプ場施設内で盗難や紛失等の事故があっても、当オートキャンプ場は一切の責任を負いません。

第12条 (携帯品、自動車等)

当オートキャンプ場において発生した携帯品や自動車の盗難・破損等や、自動車の関係する事故

等的一切について、当オートキャンプ場は一切の責任を負いません。

第13条（当オートキャンプ場の設備）

給排水設備やシャワー設備等の当オートキャンプ場の設備は、当オートキャンプ場が利用者の皆様の便宜を図る為にお貸ししている設備です。当オートキャンプ場において事故が発生した場合、当オートキャンプ場は一切の責任を負いません。利用者が当オートキャンプ場の設備を破損等したときは直ちにフロントへ届出るとともに、修理等の費用の実費を申し受けます。

第14条（危険防止責任）

当オートキャンプ場を利用するにあたり、時により危険を伴う場合があります。利用者は、全て自己の責任で行動してください。

第15条（雷鳴があった場合）

雷鳴があった時は、直ちに安全と思われる場所に避難してください。

第16条（約款違反による事故の責任）

利用者がこの約款に違反して、第三者（当オートキャンプ場関係者を含む）に被害を与え、または自己が損害を被ったときは、全て本約款に違反した利用者の責任として、当事者間で解決するものとし、当オートキャンプ場は一切の責任を負いません。

なお、当オートキャンプ場が被った損害については、損害賠償の請求をさせていただきます。

第17条（施設に損害を与えた場合の責任）

利用者が故意または過失により、当オートキャンプ場の施設に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

第18条（同伴者の債務の保証）

利用者は、その同伴者が会社に対して負担する当オートキャンプ場利用に伴う一切の支払債務および、その同伴者が当オートキャンプ場に与えた損害の弁済債務について、その同伴者等と連帯して、それら債務の弁済を保証していただきます。

第19条（同伴者への本約款の周知徹底）

利用者は、その同伴者に対して、この利用約款の存在とその内容を周知徹底する義務を負います。

第20条（信義則）

本約款に定めのない事項については、信義誠実の原則にしたがって解決するものとします。

附則

この約款は、2012年4月1日より施行する。

朝霧ジャンボリーオートキャンプ場